

第 2 2 期 第 2 回
和歌山県内水面漁場管理委員会
議 事 録

日 時 : 令和 7 年 5 月 1 2 日 (月)
午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 5 分まで

場 所 : 和歌山市雑賀屋町 1 9 番地
和歌山県薬剤師会館 4 階 大会議室

第 2 2 期第 2 回和歌山県内水面漁場管理委員会議事録

1 日 時 令和 7 年 5 月 1 2 日 (月)
午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 5 分まで

2 場 所 和歌山市雑賀屋町 1 9 番地
和歌山県薬剤師会館 4 階 大会議室

3 議 題

- (1) コイヘルペスウイルス病に係る委員会指示について (指示)
- (2) 潜水器漁法の禁止に係る委員会指示について (指示)
- (3) 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更認可について (諮問)
- (4) 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更認可について (諮問)

4 そ の 他

5 出 席 者

(委 員) [議席順]

川口恭弘、梶村麻紀子、小久保友義、丸山清重、大屋敏治、
中垣剛、藤村全史、稲野俊直、木元伸彦

(県)

垣内水産局長、島村資源管理課長、原田課長補佐兼漁業調整班長、古川
主任、赤松主査、小林主査、大槻副主査
嶋本課長補佐兼漁場整備班長、瀬戸山課長補佐兼組合指導班長、
島村企画流通班長

(振興局)

内海主査 (海草)、増田技師 (那賀)、今里技師 (伊都)、
井川主査 (有田)、中越主査 (有田)、南主任 (日高)、
井手主任 (西牟婁)、木下主任 (東牟婁)

(事務局)

島村事務局長、戸瀬書記

5 議事内容 (午後 1 時 3 0 分開会)

島村 事務局長	只今から、第 22 期第 2 回和歌山県内水面漁場管理委員会を開 催します。 本日は、森岡委員が所用のため欠席されていますが、過半数に 達しておりますので、本日の委員会が成立していることをご報告 します。
------------	--

それでは、開会にあたりまして、川口会長からご挨拶をお願いします。

川口会長

第22期第2回内水面漁場管理委員会の開催にあたり、ご挨拶申し上げます。委員の皆様、県職員の皆様には、お忙しい中、ご出席いただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、5月に入ると、和歌山県内の各河川が解禁になります。年々釣り客で和歌山に訪れる方も減っています。その要素は天候不順、鵜の食害、県の職員さんもいる中で恐縮ですが河川工事という3つの要因が重なって、今までの清流がそうで無くなっている川もございます。

我々内水面の漁業者は漁としてものごとをとらえているので、どうしても視野が偏ります。今回出席頂いている各委員の方々はそれぞれの分野の識者ですので、異なる方向からものごとを考えて、できればそれらの素晴らしいお考えを我々にご教授頂き、なお一層、良い川に、和歌山県に人が呼べるような環境にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

さて、本日の議案は4件あり、いずれも重要な案件ですので、十分にご審議をお願い致しまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

島村

ありがとうございました。

事務局長

続きまして、今回4月の人事異動により、新たに就任いたしました、和歌山県農林水産部水産局の垣内水産局長から、ご挨拶をお願い致します。

垣内

4月に水産局長に就任いたしました垣内でございます。

水産局長

第22期第2回和歌山県内水面漁場管理委員会の開催にあたりまして、私の方から一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、委員の皆様方には大変ご多忙の中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。また、平素は内水面漁業振興のため、ご尽力を賜っておりますこと、この場をお借りしてお礼申し上げます。

さて、和歌山県には大小様々な河川があり、それら豊かな清流では、アユなどを対象とした伝統的な漁業が受け継がれ、県外か

らも多くの遊漁者が訪れています。県としましては、こうした河川の恵みを将来にわたって享受できるよう、内水面振興のため、種苗放流や産卵場造成の支援のほか、水産試験場での資源研究などに取り組んでいるところです。

委員の皆様におかれましては、今後とも、知識と経験を生かしたご提言を賜うことができれば、幸いです。

本日の委員会は先ほど会長から説明頂いたように4件の議題がございます。和歌山県と致しましても、委員の皆様に、十分なご審議を賜りますようお願いしまして、簡単でございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。

島村

事務局長

ありがとうございます。

ここで、県の人事異動が4月1日付けでありましたので、新たに水産局に着任しました職員を紹介いたします。

事務局につきましては、今年度より資源管理課長に就任しました、私、島村が事務局長を兼務いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは職員を紹介させていただきます。

水産振興課企画流通班 島村班長でございます。

漁場整備班 嶋本課長補佐兼班長でございます。

経営指導班 瀬戸山課長補佐兼班長でございます。

資源管理課漁業調整班 原田課長補佐兼班長でございます。

漁業調整班 大槻副主査でございます。

漁業取締班 小林主査でございます。

次に、本年度新たに振興局に異動となった職員を紹介します。

那賀振興局農業水産振興課 増田技師でございます。

有田振興局農業水産振興課 中越技師でございます。

日高振興局農業水産振興課 南主任でございます。

以上でございます。

ここで、垣内局長は所用のため、退席させていただきます。

(局長、水産振興課企画流通班島村班長、漁場整備班嶋本課長補佐兼班長、経営指導班瀬戸山課長補佐兼班長、退席)

ここからの進行は、書記の戸瀬に交代いたします。

戸瀬書記

議事に入る前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。まず、会議次第です。次に、

資料 1 コイヘルペスウイルス病に係る委員会指示

資料 2 潜水器漁法の禁止に係る委員会指示

資料 3 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更認可について
(諮問)

資料 4 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更認可について
(諮問)

以上です。資料の不足はございませんか。

お揃いのようなので、始めさせていただきます。委員会議事運営規程第 4 条により、会長が議長を務めることになっていますので、川口会長よろしくお願いします。

川口会長

スムーズに議題が進むよう、よろしくお願いします。

最初に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。

「大屋委員」「梶村委員」の両名にお願いします。

それでは、第 1 号議案

「コイヘルペスウイルス病に係る委員会指示について」を上程します。事務局から委員会指示について説明をお願いします。

戸瀬書記

指示内容について説明させていただきます。資料 1 をご覧ください。この委員会指示は、平成 16 年以降、毎年発動されています。まず、1 ページの指示内容案を朗読いたします。

(指示内容案を朗読)

委員会指示につきましては、本日、ご審議をいただいて、決定すれば 5 月中の県報に登載する予定です。続きまして、2 ページをご覧ください。2 ページから 4 ページのコイヘルペスウイルス病の発生状況等を、資源管理課から説明願います。

大槻副主査 まずは2ページをご覧ください。こちらはコイヘルペスウイルス病についての概要になります。本日は口頭での詳細な説明は省略させていただきますので、お手数ですが、皆様方それぞれにご確認のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、3ページをご覧ください。全国の発生状況の総括表でございます。表の右から2列目にあります合計の欄をご覧ください。年別の発生件数は、平成16年が最も多く、910件となっております。その後は急激に減少し、下から2行目にあります昨年の合計は23件、内訳は養殖場等で5件、畜養場で1件、公園で1件、個人池で13件であり、天然水域では河川、湖沼、水路でそれぞれ1件ずつでした。最後に4ページをご覧ください。本県の発生状況としましては、平成16年、20年、22年に本疾病が確認されましたが、平成23年以降は発生しておりません。コイヘルペスウイルス病及び発生状況については以上です。

戸瀬書記 最後に5ページ以降には、昨年の県報を、参考資料として添付しています。以上でございます。委員会指示の発動につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

川口会長 ただ今、事務局、県から説明がありましたがご意見、ご質問等ございませんか。

(各委員 意見、質問なし)

それでは、今年度も本県においてコイヘルペスウイルス病の発生が懸念されますので、昨年同様に、「コイヘルペスウイルス病に係る委員会指示」を出すこととしてよろしいでしょうか。

(各委員 異議なしの声)

異議なしとのことですので、「コイヘルペスウイルス病に係る委員会指示」については、原案のとおり委員会指示を出すことに決定します。

次に第2号議案、「潜水器漁法の禁止に係る委員会指示について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

戸瀬書記

指示内容につきまして説明させていただきます。資料2をご覧ください。指示内容案を朗読させていただきます。

(指示内容案を朗読)

続きまして、3ページ以降には、潜水器漁業の説明資料をお付けしておりますが、このうち4ページの4をご覧ください。ウナギなど内水面における水産資源の継続的利用や地元トラブルの回避のために、当内水面漁場管理委員会で審議いただきまして、平成27年6月5日以降、継続して、潜水器漁法の禁止に係る委員会指示を出していただき、運用して参りました。指示発令後の経過としましては、5のとおりです。平成27年6月に、違反が1件確認されたところですが、潜水器漁法の禁止について説明をしたところ、素直に立ち去ったとのことで、その後の違反事例の報告はございません。6に採捕を認める場合として、3番目に内水面漁場管理委員会の承認を記載しております。具体的な手続きにつきましては、5ページ目以降の事務取扱要領案となりますが、これまでのところ申請はございません。9ページ目以降は、昨年の県報を参考資料として添付しています。以上でございますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

川口会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございませんか。

(各委員 意見、質問なし)

水産資源の継続的利用やトラブル回避のためには、簡易潜水器を用いた漁業の制限が必要と考えられます。今年度も、「潜水器漁法の禁止に係る委員会指示」を出すこととしてよろしいでしょうか。

(各委員 異議なしの声)

異議なしとのことですので、「潜水器漁法の禁止に係る委員会指示」については、原案のとおり委員会指示を出すことに決定します。

次に、第3号議案「第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更認可について」を上程いたします。事務局から諮問文を朗読願います。

戸瀬書記 (諮問文を朗読)

川口会長 県からの諮問でありますので、県から説明をお願いいたします。

赤松主査 資源管理課から遊漁規則の変更について説明させていただきます。

この度、貴志川漁協から和内共第3号の遊漁規則について変更認可申請がありましたので、資源管理課から説明させていただきます。

それでは、資料3、4ページの新旧対照表を御覧下さい。

貴志川漁協の和内共第3号の変更内容は、アユ遊漁料の女性割引で、友釣り、アユルアー釣りに係る遊漁料を半額にするものです。

当漁協における女性のアユ遊漁者は、年間6～8名程度と男性と比べると少なく、遊漁者全体の1割にも満たない状況です。しかし、近年はアユルアー釣りの普及等により女性を含む若年層のアユ遊漁需要増加が見込めるので、この機会に女性の遊漁料の割引を行い、費用負担の軽減を図ることで女性遊漁者の増加を目的としています。

なお、女性のアユ遊漁料割引により、河川のアユ資源に悪影響を与えるほど女性のアユ遊漁者数が増加することはないと考えられ、また、女性のアユ遊漁者数は少なく、女性の遊漁料を引き下げても漁協経営への影響はほとんどないと考えられます。

最後に、資料 10 ページを御覧下さい。遊漁規則の認可については、遊漁を不当に制限するものでないこと、遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比べて妥当であることが県の認可要件となっています。今回の変更申請については、先ほど説明しました内容から、これらの要件を満たすものと考えられます。

本議案の説明は以上になります。御審議のほどよろしく願いいたします。

川口会長

ただいま、第 3 号議案について説明がありましたが、ご意見、ご質問等はございませんか。

(各委員 意見、質問なし)

他にないようですので、お諮りしたいと思います。第 3 号議案につきましては、諮問内容のとおり、異議がない旨の答申をしてよろしいでしょうか。

(各委員 異議なしの声)

川口会長

異議なしということですので、本議案については、そのように決定します。

それでは、第 4 号議案「第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更認可について」を上程いたします。事務局から諮問文を朗読願います。

戸瀬書記

(諮問文を朗読)

川口会長

県からの諮問でありますので、県から説明をお願いいたします。

赤松主査

資源管理課から遊漁規則の変更について説明させていただきます。

この度、日置川漁協から和内共第 20 号の遊漁規則について変

更認可申請がありましたので、資源管理課から説明させていただきます。

それでは、資料 4、4 ページの新旧対照表を御覧下さい。

日置川漁協の和内共第 20 号の変更内容は、アユ遊漁料の価格改定で、年券及び日券を 1 割値上げするものです。

当漁協における変更前のアユ遊漁料は、年券が 10,000 円、日券が 3,000 円でこれに消費税を加える価格となっております。この度、放流用種苗の価格上昇等によって増殖経費が増加していることから、アユ遊漁料を 1 割値上げし、年券が 11,000 円、日券が 3,300 円でこれに消費税を加える価格に変更する内容となっております。値上げは令和 8 年度の漁期から適用するものになっております。

アユ遊漁料については、30 年以上値上げを行わず、価格を据え置いておりましたが、行使料については、平成 30 年に 3,000 円から 5,000 円に約 7 割の値上げを行っております。こういったことから遊漁料だけ不当に値上げを行っているわけではないと判断できます。

最後に、資料 16 ページを御覧下さい。遊漁規則の認可については、遊漁を不当に制限するものでないこと、遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比べて妥当であることが県の認可要件となっています。今回の変更申請については、先ほど説明しました内容から、これらの要件を満たすものと考えられます。

本議案の説明は以上になります。御審議のほどよろしく願いいたします。

川口会長

ただいま、第 4 号議案について説明がありましたが、ご意見、ご質問等はございませんか。

(各委員 意見、質問なし)

川口会長

ないようですので、お諮りしたいと思います。第４号議案につきましては、諮問内容のとおり、異議がない旨の答申をしてよろしいでしょうか。

(各委員 意義なしの声)

異議なしということですので、本議案については、そのように決定します。

これで本日の議題はすべて終了しました。

他になにかございませんか。

特にないようなので、これで委員会を終了致します。本日は、ありがとうございました。

(午後２時５分 閉会)

以上は審議の内容と相違ないことを認め、記名又は署名の上、押印する。

令和７年５月１２日

和歌山県内水面漁場管理委員会

議 長

署名委員

署名委員